

# 木古内町エアコン購入費補助金のお知らせ

木古内町では、住宅における熱中症による健康被害を未然に防ぎ、住民の安全かつ安心な生活を支援するため、エアコンの購入・設置に係る費用を補助します。

補助期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

## ■補助の対象となる方

次の全てに該当する方。ただし、中古品の購入は対象外。

- ・木古内町に住民登録があり、現に居住している方。
- ・エアコンの設置のない対象住宅に、新たにエアコンを購入し、設置する方。
- ・対象住宅が賃貸住宅の場合には、当該賃貸住宅の所有者からエアコン設置について同意を得ている方。
- ・エアコンの購入費について、他の制度による助成等を受けていない方。
- ・世帯員全員が、町税等を滞納していない。（各種保険料・使用料等を含む）
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接に関与する者ではない方。

※補助の対象は1世帯につき、1台に限ります。

## ■補助額

エアコン購入費及び設置費用の1/2以内。ただし、補助上限額は次のとおり。

購入先事業者の別	エアコンの種別	
	省エネエアコン	その他エアコン
町内事業者	100,000円	50,000円
町外事業者	50,000円	25,000円

※町が補助上限額を決定する際の省エネエアコンの基準は、最新の統一省エネラベルの省エネ基準達成率が100%以上のエアコンとする。（詳しくは下の説明のとおり）



省エネエアコン補助対象

(○で囲んだマークが緑色)



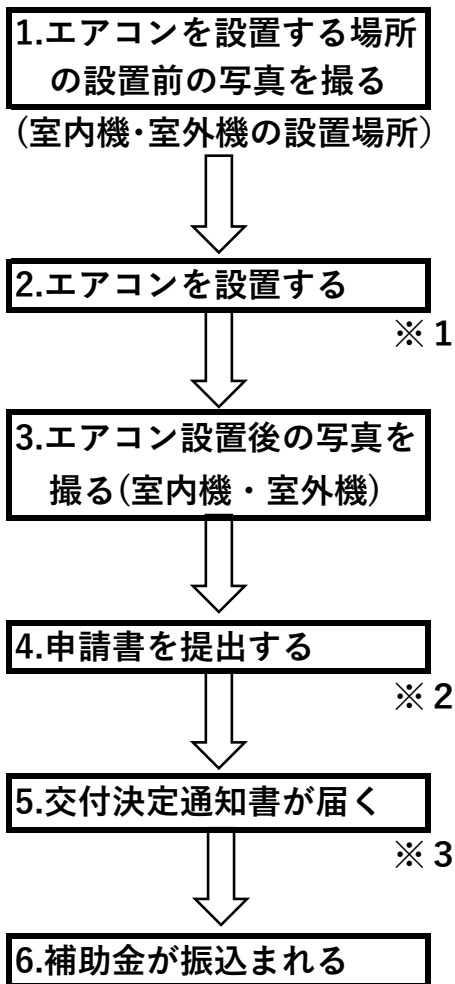
その他エアコン補助対象

(○で囲んだマークがオレンジ色)

お問合せ：保健福祉課保健推進グループ（健康管理センター） ☎2-2122 まで

裏面もご覧ください

## ■申請手続きの流れ



### ※1 補助の対象となるもの

- ・室内機及び室外機の購入費（送料を含む）
- ・室内機設置費
- ・室外機設置費（雨よけ、日よけなどの  
室外機カバー及び架台の設置を含む）
- ・配管接続費（カバーの設置を含む）
- ・電気工事費（アンペアの増加工事を含む）

### ※2 申請の際に必要なもの

- ・木古内町エアコン購入費補助金交付申請書
- ・エアコンの購入及び設置費用の額が分かる領収書（2台以上購入し設置した場合は補助を受ける1台分の額が分かるもの）
- ・エアコン保証書の写し
- ・設置した住宅の外観の写真
- ・エアコン（室内機・室外機）の設置前と設置後の写真
- ・振込先の口座情報が分かる書類の写し

※3 審査の結果、「不交付」となった場合は「不交付決定通知書」が届きます。

## ○町内エアコン取扱事業者（五十音順）

事業者名	電話番号	事業者名	電話番号
(有)イワイ設備工業	2-4504	エア・ウォーター・ライフソリューション (株)木古内サービスセンター	2-2009
(有)キモトデンキ	2-2701	(有)澤谷電工	2-3254
(有)清電工	2-3497	(株)中村建材	2-4141
中森商店	2-2106	中山電気	2-4863
湊谷建設	2-3836	三宅電機木古内店	2-3076
ヤマザキ商会	2-2816		

※上記事業者は、令和6年5月27日現在で木古内町がエアコンの取扱いを確認している事業者です。

上記事業者のほかにエアコンを取扱っている町内事業者を確認した場合は、随時町ホームページで事業者名を追加しますので、ご確認ください。